

# 福祉医療助成事業が 平成16年10月から変わります

## 主な改正点

各医療給付事業に1割の自己負担が導入されます。ただし、「市町村民税非課税世帯並びに3歳未満児」については、定額の初診時一部負担金等になります。「母子家庭等」医療給付事業が、「父子家庭」も対象となり、「ひとり親家庭等」に名称が変わります。乳幼児医療給付事業の年齢制限が、就学前までに拡大されます。

### 受給者証の更新 及び再判定

対象になる方には、別途、役場からご連絡いたしますので、期日までに手続きをしてください。

## 1 重度心身障害者医療給付事業

対象者▶身障1級・2級・3級の方（ただし、3級の方については、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に限る）並びに、専門機関において重度の知的障害と判定又は診断された方。

医療給付▶入院及び通院にかかる医療費から自己負担額を控除した額。

所得制限▶あり（特別障害者手当に準拠）。

## 2 ひとり親家庭等医療給付事業（旧母子家庭等医療給付事業）

対象者▶ひとり親家庭等の母又は父及び20歳未満の児童。

医療給付▶母又は父：入院にかかる医療費から自己負担額を控除した額。

児童：入院及び通院にかかる医療費から自己負担額を控除した額。

所得制限▶あり（児童扶養手当に準拠）。

## 3 乳幼児医療給付事業

対象者▶満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者。

医療給付▶入院及び通院にかかる医療費から自己負担額を控除した額。

所得制限▶あり（児童手当特例給付に準拠）。

詳しくは…

町民課保険環境係

内線154・155・156まで